

「福岡市地球温暖化対策実行計画」の改定について

1 改定着手の趣旨

福岡市では、2016（平成28）年12月に、第4次となる「福岡市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：2016年度～2030年度）を策定し、市民・事業者と連携しながら、低炭素なまちづくりの取組みを進めてきた。

近年、豪雨や猛暑などの気象災害が国内外で激甚化・頻発化し、多くの被害が発生しているが、温室効果ガスの増加は、こうした気象災害の一因となるにとどまらず、気候変動を通じて、感染症リスクの拡大、農作物の収穫や漁獲量の減少、生物多様性の喪失等を招くとされている。2020（令和2）年度の「環境白書」において、将来世代にわたる影響の懸念から、「人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす『気候危機』」との表現がなされたところである。

温室効果ガス排出削減については、これまで、国際的に2015（平成27）年の「気候変動枠組条約締約国会議（COP）」で採択されたパリ協定に基づき、気温上昇を2℃より十分下方に保持（1.5℃に抑える努力を追求）することをめざし、各国が計画的に取組みを進めてきた。

しかしながら、2018（平成30）年の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」1.5℃特別報告書において、各国が掲げる削減目標では気温上昇の抑制が困難であるとの指摘がなされた。

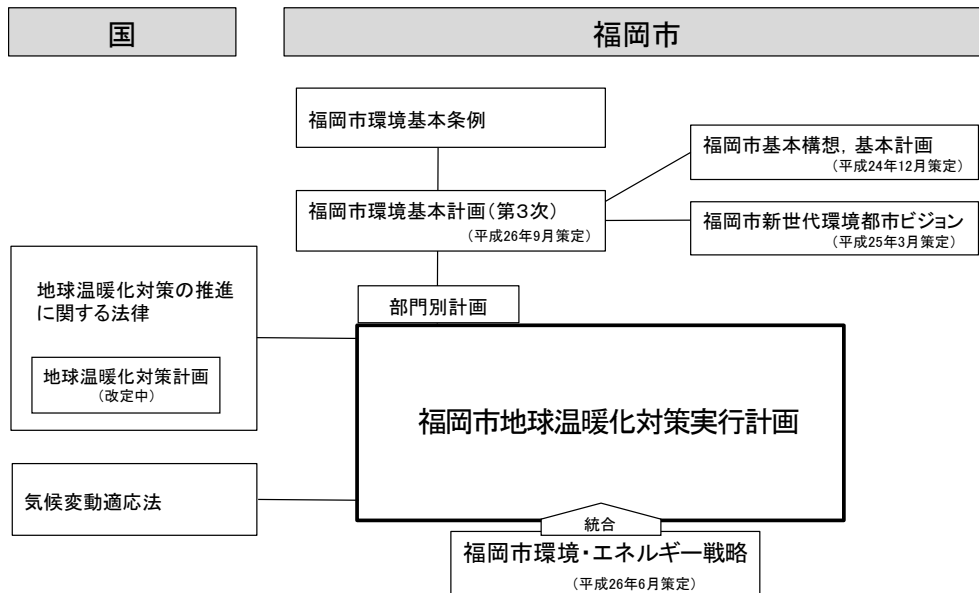
2020（令和2）年、国において、更なる削減努力を追求するとして「脱炭素社会」を掲げ、地球温暖化対策計画の見直しに着手されている。

このような、昨今の社会状況を踏まえ、福岡市においても低炭素から脱炭素へと、積極的に取組みを進めていくこととし、温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、「福岡市地球温暖化対策実行計画」の改定に着手するもの。

ゼロカーボンシティの表明 ～低炭素から脱炭素へ～

福岡市は、気候変動の影響による災害が頻発化・激甚化する中、市民の安全・安心を守り、気候に育まれた生活や文化を未来に継承していくため、また、都市の新たな成長機会につなげていくため、環境省の呼びかけに応え、令和2年度に向けた取組みにあたって、2040年度温室効果ガス排出実質ゼロをめざし、脱炭素社会の実現にチャレンジすることを表明しました。

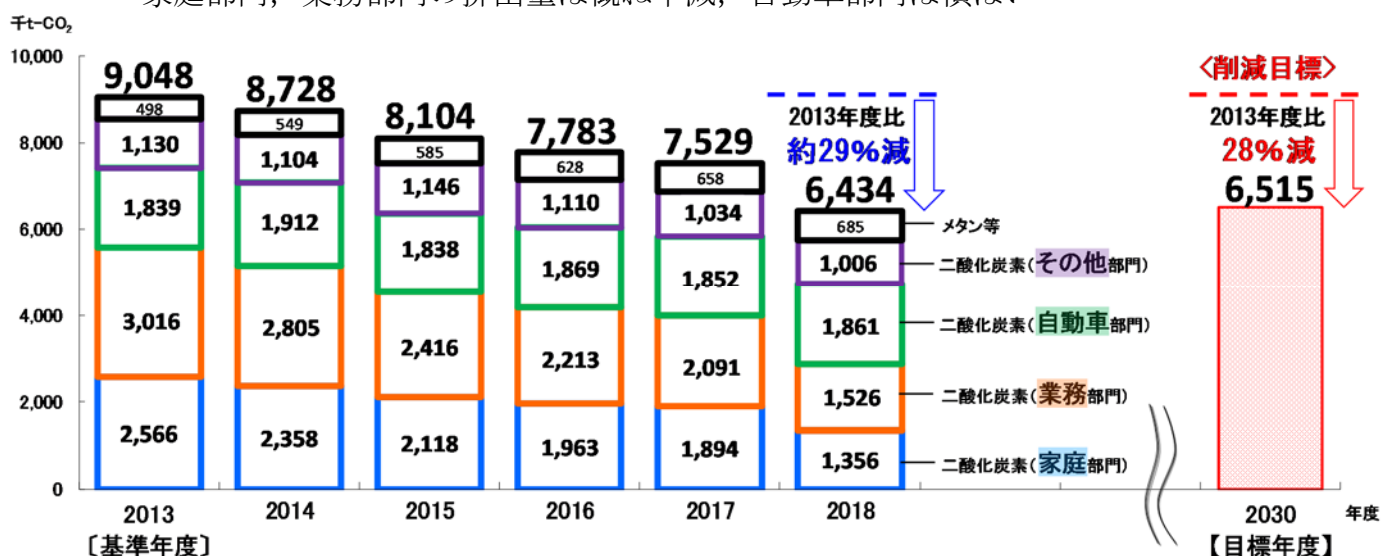
2 計画の位置づけ



3 現行計画の進捗状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

- ・福岡市域における2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である2013（平成25）年度と比べて約29%減少
- ・家庭部門、業務部門の排出量は概ね半減、自動車部門は横ばい



(2) 成果指標の達成状況

成果指標	現状値 (2013年度)	実績 (2018年度)	目標	
			進捗確認年度 (2022年度)	目標年度 (2030年度)
家庭部門1世帯あたりのエネルギー消費量 (GJ/世帯)	27.8	21.0	23.0以下	20.9以下
業務部門床面積あたりのエネルギー消費量 (GJ/m ²)	0.94	0.78	0.82以下	0.73以下
再生可能エネルギーによる発電規模 (kW)	15.7万 (2014年度)	21.7万	30万 (2024年度)	40万
1日あたりの鉄道バス乗車人員 (人)	116万5千 (2014年度)	129万	120万	— 再設定予定
新車販売台数に占めるEV・PHV・FCV※の割合 (%)	1 (2014年度)	1.2	15	20
ごみ処理量 (トン)	57万 (2014年度)	57.7万	49万	— 再設定予定

※EV：電気自動車，PHV：プラグイン・ハイブリッド車，FCV：燃料電池自動車

- ・家庭部門、業務部門においては、住宅、オフィスにおけるエネルギー効率の良い機器・設備の利用や、新築・改装時の省エネ化・省エネ改修などの取組みの実践等により、単位あたり（1世帯、床面積）のエネルギー消費量は減少している。
- ・再生可能エネルギーは太陽光発電を中心に導入が進み、発電規模は年々増加している。
- ・EV・PHV・FCVの導入については、実績と目標値との乖離が大きい。普及には充電インフラの拡充、車体価格の低下、車種の増加等が重要と考えられる。
- ・ごみ処理量については、市民1人1日あたり及び1事業所あたりの量は減少傾向であるが、人口や事業所数が増加している中、総量としてはほぼ横ばいで推移している。なお、社会状況の変化やプラスチックごみや食品ロスといった新たな課題に対応するため、現在、新たなごみ処理基本計画を策定中である。

4 改定にあたって考慮すべき事項

(1) 世界, 国内にかかる事項

気候変動, 温暖化対策の動向

<世界>

気候変動枠組条約締約国会議 (COP), 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)
・ 2021年11月 COP26 (予定)

<国内>

国の地球温暖化対策計画 (改定中)

エネルギー基本計画の見直し

・ 再生可能エネルギーの主力電源化

新たな再生可能エネルギー利用促進制度

・ 固定価格買取 (FIT) から, 市場価格に一定の割増金が上乗せされる (FIP) 制度への移行 (産業用太陽光発電設備など)

エネルギー・環境分野の技術革新

企業経営への環境対応の加速

・ 長期的な企業価値を高めるうえで, 財務情報だけでなく, 環境・社会・ガバナンス要素 (ESG) も考慮した経営や投資が拡大
・ 使用電力の 100%再生可能エネルギー化 (RE100) への注目の高まり

新しい生活様式

・ 新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルやビジネススタイルの変化

(2) 福岡市にかかる事項

人口の動向

・ 近年予想を上回る人口増加

再開発の進展

・ 老朽オフィスビルの建替・更新

スタートアップしやすい環境

・ 新たなライフスタイルや課題解決の提案

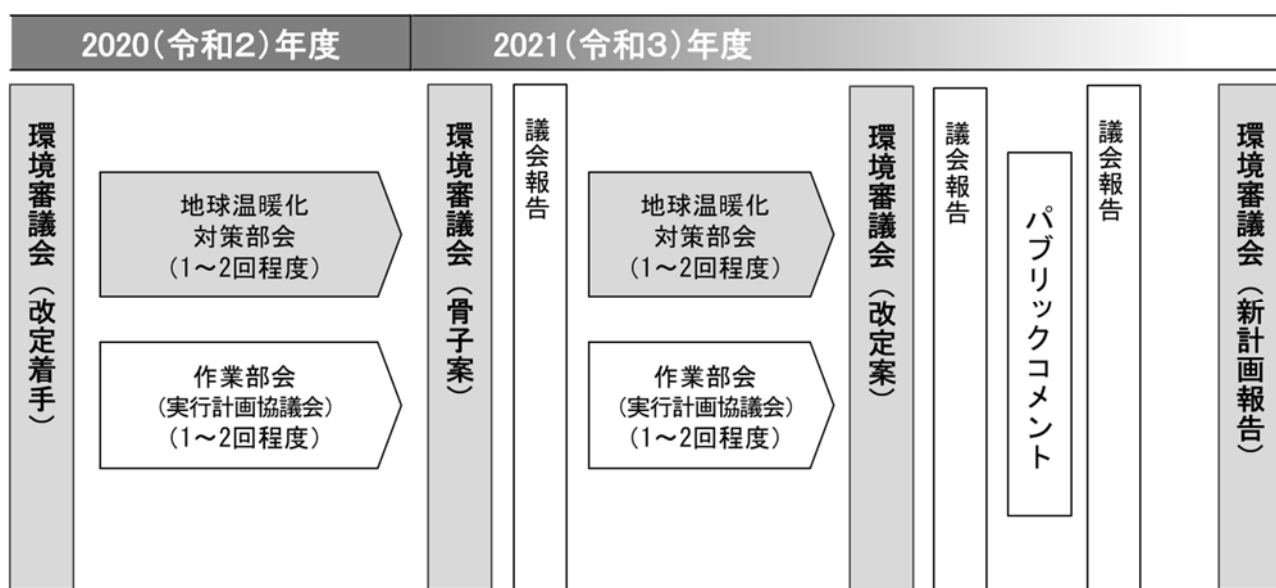
5 新計画の構成（案）

- ・ 計画改定の背景，意義
 - ・ 現行計画の振り返り
 - ・ 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標
 - ・ 実施する対策，施策
 - ・ 市役所業務における対策，施策
 - ・ 計画の推進体制，進捗管理
- （計画期間については現行計画と同じく 2030 年度までを想定）

6 進め方

福岡市環境審議会，地球温暖化対策部会，及び事業者，学識経験者，市民等からなる作業部会における議論を踏まえて案を作成し，議会へ報告を行いながら策定を進める。

なお，本計画は法に基づく地方公共団体実行計画として，国の地球温暖化対策計画に即して策定する必要がある，今後の国計画の改定状況を踏まえながら進めることになる。



※現時点での予定